資料第６−２号

令和８年度海事税制に関する海事振興連盟決議（案）

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船・港運・倉庫等の海事産業は、国民生活や経済活動、安全保障を支える上で極めて重要な役割を担っている。我が国貿易量の99.5%を担い、国内産業基礎物資輸送の約８割を担う海上輸送は、社会経済に必要不可欠なインフラであり、我が国の国民生活や経済活動の維持のため、海上輸送の安定的な確保に全力で取り組んでいる。また、トラックドライバーの担い手不足問題を受けたトラックから船舶へのモーダルシフトに伴う海上輸送需要の増加の観点からも、内航海運に求められる役割はますます大きくなっており、内航海運による安定的な輸送を確保することが求められている。加えて、倉庫は、海上輸送とも密接に関係しながら、国民生活や経済活動に必要な物資の保管、入出荷、積み替えに資する物流拠点として、重要な社会インフラであるが、同時に需給調整による物資の安定供給及び市場価格の安定並びに防災機能の提供など、公共性の高い機能を有する施設である。

しかしながら、我が国海事産業は、激化する国際競争や燃料油価格の高騰等により、厳しい状況にある。さらに昨今の国際情勢に鑑み、経済安全保障といった大きな課題にも対応しつつ、海事産業の国際競争力強化を一層推し進めなければならない状況にある。

こうした状況を踏まえ、我が国海事産業の更なる発展を図るためには、次の税制の実現が強く求められている。

・船舶に係る特別償却制度については、環境負荷低減船の建造を促進し、持続可能な海上輸送の実現や、安定的な海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立のため、延長すべきである。
・海上運送業及び港湾運送業における特定の事業用資産の買換特例については、船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備等を図るため、延長すべきである。
・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置については、輸送部門において環境負荷の少ない大量輸送機関としての海運の活用（モーダルシフト）を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている海運の役割に鑑み、延長すべきである。
・営業倉庫施設も含めた物流の維持・安定化に資する公共性の高い物流拠点の整備、再構築の推進に資する税制特例の創設が必要である。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の確実な実現を求める。

◎税制における重点要望項目

１．船舶に係る特別償却制度の延長
２．特定の事業用資産の買換特例の延長（海上運送、港湾運送）
３．海運に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長
４．物流の維持・安定化に資する公共性の高い物流拠点に対する適切な税制特例の創設

以上